

## (趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

## (公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第1号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の配置図</li> <li>・発電所の基本系統図</li> <li>・専門用語等の解説</li> <li>・周辺環境放射線調査結果</li> </ul>	①お知らせ（様式第2号） ②四国電力㈱からの報告

## (公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、県八幡浜地方局、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

## (公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

## (その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部環境局環境政策課が対応する。

## 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成16年9月9日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発生及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公表時期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第 11 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度 5 弱以上又は発電所で 20 ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48 時間以内に 公表	通報連絡後 48 時間以内に 掲載
C	A及びB以外の事項	毎月 10 日に 前月分を公 表(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)	毎月 10 日に 前月分を掲 載(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月 10 日(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告 対象	県の 公表 区分	号 機別	管理 区域	異常 の 種類
1	19.4.1	19.5.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	その他
2	19.4.3	19.4.3	伊方1号機燃料移送チャンネル床面への水漏れ	無	B	1	内	設備故障
3	19.4.7	19.5.10	放射線管理用計算機の不具合	無	C	1,2,3	外	設備故障
4	19.4.16	19.4.16	伊方1号機湿分分離加熱器1Bの蒸気整流板の割れ	無	A <sup>注1</sup>	1	外	設備故障
5	19.4.26	19.5.10	伊方発電所における地震の観測(1号機:3ガル、2号機:4ガル)	無	C	1,2	—	地震観測
6	19.5.12	19.6.11	作業員の負傷(右手人差し指負傷)	無	C	1	外	人身事故
7	19.5.16	19.6.11	伊方1号機タービン建家非常用排水ポンプ1Bの異常	無	C	1	外	設備故障
8	19.5.16	19.5.16	伊方1号機格納容器4階通路の目皿付近の水たまり	無	B	1	内	作業ミス
9	19.5.17	19.5.18	伊方2号機アスファルト固化装置の自動停止	無	B	2	内	設備故障
10	19.5.21	19.5.21	伊方3号機補助蒸気ドレン配管からの水漏れ	無	B	3	内	設備故障
11	19.5.25	19.6.11	作業員の負傷(右足首負傷)	無	C	—	外	人身事故
12	19.5.28	19.6.11	作業員の負傷(右手人差し指負傷)	無	C	1	内	人身事故
13	19.5.31	19.6.11	伊方1号機第5高圧給水加熱器1Aからの水漏れ	無	C	1	外	設備故障
14	19.6.5	19.7.10	伊方1号機高圧注入ライン流量記録計電源線の損傷	無	C	1	外	設備故障
15	19.6.10	19.6.10	伊方1号機湿分分離加熱器1A出口フランジ部からの蒸気漏えい	無	A <sup>注1</sup>	1	外	設備故障
16	19.6.17	19.7.10	伊方1号機タービン建家非常用排水系統配管からの水漏れ	無	C	1	外	設備故障
17	19.6.29	19.7.10	伊方2号機海水取水口除塵装置洗浄用海水配管からの水漏れ	無	C	2	外	設備故障
18	19.7.6	19.8.10	伊方3号機一次系補機制御用回路の異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
19	19.7.11	19.8.10	海水温度上昇による熱効率低下に伴う電気出力の低下	無	C	1	—	その他
20	19.7.13	19.7.13	伊方発電所における作業員の救急搬送	無	A	2	内	人身事故
21	19.7.20	19.8.10	放水口水モニタの上昇	無	C	1,2	外	自然変動
22	19.7.20	19.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	その他
23	19.7.20	19.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1,2	外	その他
24	19.7.24	19.8.10	伊方2号機湿分分離加熱器加熱蒸気制御弁の異常	無	C	2	外	設備故障
25	19.8.3	19.9.10	伊方1号機中間領域中性子束検出器の異常	無	C	1	外	設備故障
26	19.8.6	19.8.6	伊方2号機アスファルト固化装置補助蒸気戻り配管からの水漏れ	無	B	2	内	設備故障
27	19.8.11	19.9.10	伊方3号機第6高圧給水加熱器水位制御装置の調節器の異常	無	C	3	外	設備故障
28	19.8.17	19.9.10	伊方1号機非常用ディーゼル発電機1B清水加熱器加熱用補助蒸気の漏えい	無	C	1	外	設備故障
29	19.8.21	19.9.10	送電線主保護リレーの故障	無	C	3	外	設備故障
30	19.8.22	19.9.10	伊方2号機安全補機開閉器室空調ユニット2Aのヒータ制御弁の異常	無	C	2	外	設備故障
31	19.9.13	19.10.10	伊方3号機ヒドラジン原液タンク抜取作業中のヒドラジン漏えい	無	C	3	外	作業ミス
32	19.9.15	19.9.15	伊方3号機燃料集合体グリッドの欠損	無	B	3	内	設備故障
33	19.9.26	19.9.26	伊方3号機原子炉建屋1階通路部の水たまり	無	B	3	内	作業ミス
34	19.10.30	19.10.31	伊方3号機一次冷却材流量検出回路伝送器の不具合	無	B	3	内	設備故障
35	19.12.10	19.12.10	伊方2号機制御バンクC制御棒1本の位置表示の変動	無	A <sup>注2</sup>	2	外	設備故障
36	20.1.16	20.2.12	伊方2号機低圧給水加熱器ドレンタンク2Aの水位変動	無	C	2	外	設備故障
37	20.2.1	20.2.1	作業員の負傷(左手指負傷)	有	A	2	外	人身事故
38	20.2.1	20.3.10	伊方1号機制御棒駆動回路の異常信号の発信	無	C	1	外	設備故障
39	20.2.1	20.2.1	伊方2号機湿分分離加熱器2Bの天板の割れ	無	A <sup>注1</sup>	2	外	設備故障
40	20.2.14	20.2.15	伊方2号機原子炉補機冷却水ポンプ2B入口手動弁の弁駆動部カバーの割れ	無	B	2	内	設備故障
41	20.2.16	20.3.10	作業員の負傷(左アキレス腱挫傷)	無	C	2	内	人身事故
42	20.2.25	20.3.10	伊方2号機主変圧器冷却装置制御盤内のリレーからの発煙	無	C	2	外	設備故障
43	20.2.29	20.2.29	伊方1号機非常用ディーゼル発電機1Aシリンダ注油器流量計の不具合	無	B	1	外	設備故障
44	20.3.6	20.4.10	伊方1号機湿分分離加熱器ドレンタンクB水面計のガラス損傷	無	C	1	外	設備故障
45	20.3.16	20.3.16	伊方2号機充てんラインのベント配管からの蒸気漏えい	無	B	2	内	設備故障
46	20.3.20	20.4.10	伊方1号機制御用空気圧縮機1Aの異常	無	C	1	外	設備故障
47	20.3.21	20.3.21	伊方2号機余熱除去系統B系統の異常	無	A <sup>注2</sup>	2	内	設備故障
48	20.3.26	20.4.10	エタノールアミン排水処理装置ガス吸収塔ベント配管からの水漏れ	無	C	1,2,3	外	設備故障
平成19年度合計				A : 7 B : 11 C : 30 計 : 48				

注1:その他特に重要と認められる事態と判断し、A区分として公表。

注2:国の判断に時間を要したため、A区分として公表。

資料 8-3 平成20年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（愛媛県実施分）

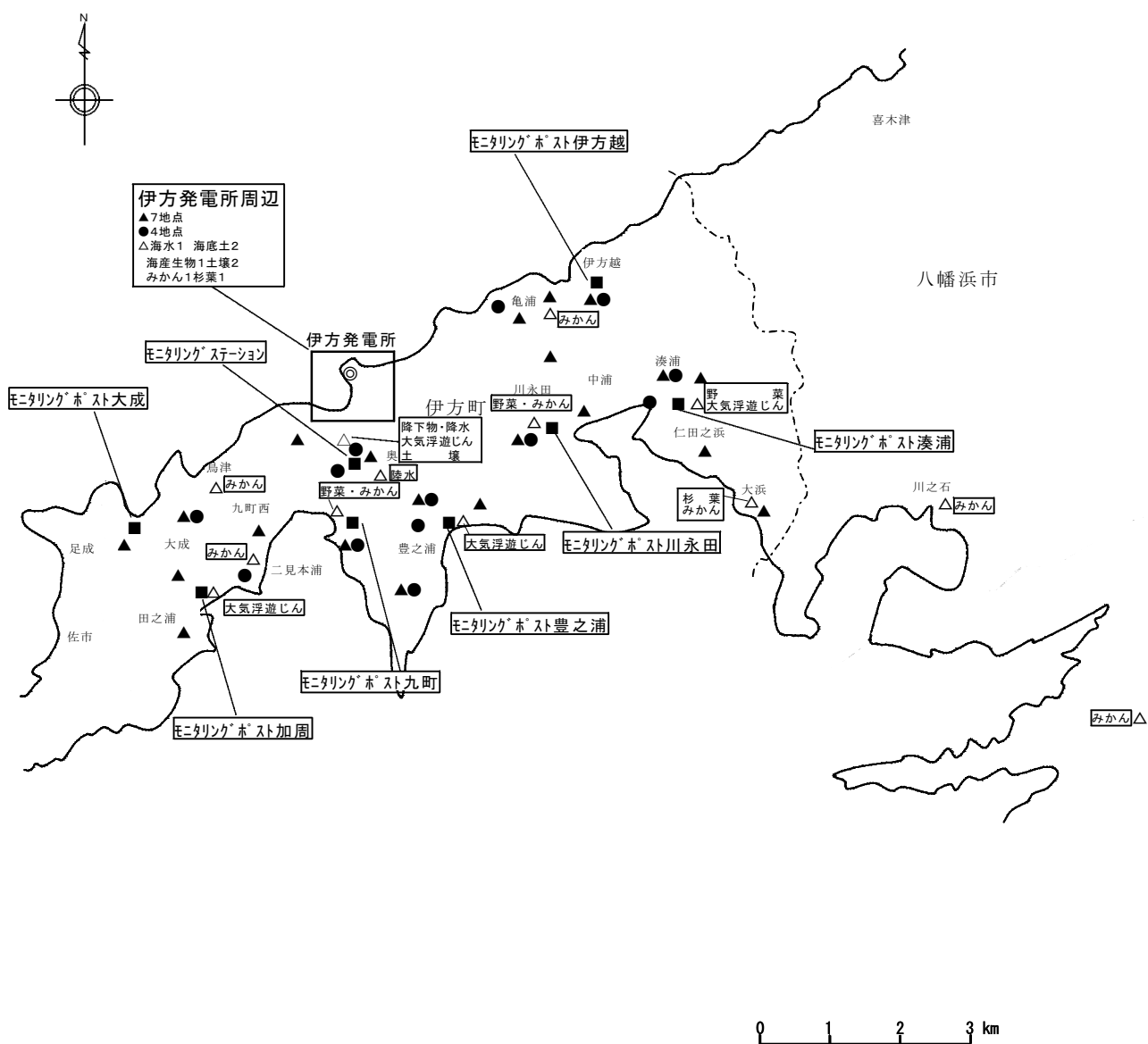
調査項目	調査地点		調査頻度等	調査件数				備考	頻度	国のモニタリング指針(注2)		
	地点数	地名		ガンマ線放出核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(90)	ヨウ素(131)			アルファ線放出核種	測定方法	備考
空間放射線	1	九町	—	連続	—	—	—	—	連続	NaI(Tl)電離箱		
	7	伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	—	連続	—	—	—	—	連続	NaI(Tl)シンチレーション検出器(加正型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーション検出器) NaI(Tl)シンチレーション検出器		
	10	亀浦、発電所周辺、九町(2)、豊之浦、川永田、湊浦、二見、八幡浜市、松山市	4	4、8、10、1	—	—	—	—	連続	球形NaI(Tl)シンチレーション検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器、イオン交換膜検出器		
	6	発電所周辺、九町、川永田、湊浦、九町、松山市	4	5、8、11、2	—	—	—	—	連続	モニタリングカー [ゲルマニウム半導体検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器] 加正型電離箱検出器		
	6	伊方町(6)、松山市(1)	2	7、1	—	—	—	—	連続	伝送式可搬型ポスト [NaI(Tl)シンチレーション検出器] [半導体検出器]		
	68	伊方町(39)、八幡浜市(15)、大洲市(8)、西予市(5)、松山市(1)	2	4~6 10~12	—	—	—	—	連続	NaI(Tl)シンチレーション検出器、イオン交換膜検出器		
	3	伊方町(3)	4	5、8、11、2	—	—	—	—	連続	環境放射線測定車 (NaI(Tl)シンチレーション検出器)		
	30	伊方町(22)、八幡浜市(3)、大洲市(2)、西予市(2)、松山市(1)	4	四半期毎	—	—	—	—	四半期毎	蛍光ガラス線量計	蛍光ガラス線量計 直読式電子式種算線量計	
	1	九町	—	連続	—	—	—	—	連続	—	核種分析	
	5	九町、湊浦、豊之浦、二見、松山市	4	4、7、10、1	2	20	—	20	—	四半期毎	—	飲料水
陸上試験料	1	九町	4	4、7、10、1	1	4	4	1	—	半年毎	—	—
	3	九町越、発電所周辺(2)	4	4、7、10、1	3	12	—	3	—	半年毎	—	—
	10	九町越、九町アヲカキ、亀浦、川永田、二見字磯口、九町字浦安、大浜、八幡浜市(2)、伊予市	1	11	10	—	—	3	—	収穫期	—	—
	3	九町、川永田、湊浦	2	12、1	3	6	—	1	6	—	—	—
	2	九町越、大浜	4	5、8、11、2	2	8	—	4	—	—	—	—
	2	九町、松山市	12	毎月1回	2	24	4	4	—	—	—	—
	1	平磐寺湯環沖	4	5、7、9、11	1	4	4	4	—	—	—	—
	2	平磐寺湯北東、平磐寺入江	4	5、7、9、11	2	8	—	8	—	—	—	—
	1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	4	—	1	—	—	—	—
	1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	4	—	1	—	—	—	—
海洋試験料	1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	6	—	1	1	—	—	—
	1	九町	—	連続	—	—	—	—	—	—	—	—
気象要素	1	九町(2)、伊方越、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	—	連続	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	九町(2)、伊方越、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	—	連続	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を知る目的で各種の測定機器を用いて測定する計画となっている。

(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会 平成13年3月一部改訂)を用いた。

資料 8 - 4 環境放射線測定点及び試料採取地点図

モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■
シンチレーション式線量率計等	▲
モニタリングポスト(積算線量)	●
環境試料	△



資料 8 - 5 環境放射線測定点図

